

アメリカ法

第12回

丸山 英二

1

2

6. 新生合衆国の裁判所と法

(3) アメリカ法の形成 : (b) 法律文献の充実

(イ) 判例集の刊行

- ・1789年 : Kirby が Connecticut Reports の刊行開始。
- ・1790年 : Dallas が Pennsylvania 州裁判所の判例集の刊行開始。
第2巻以降に合衆国最高裁判決も所収。

(ロ) 法律書の充実

- ・1803年 : Blackstone's Commentaries, Tucker edition の刊行（合衆国と Virginia 州の憲法・法の解説・注釈を追加したもの）
- ・1826年～ : James Kent (1763-1847) Commentaries on American Law 刊行。
- ・1832～ : Joseph Story (1779-1845) 9分野の Commentaries 刊行開始。

7. 法典編纂運動



3

1

4

(1) 法典編纂運動とその背景

◆Jacksonian Democracy

Andrew Jackson の大統領選挙勝利 (1828), 大統領就任は1829.3.4

大学教育を受けていない(近所のpriestsによる教育を受けた)最初の大統領。
エリートによる人民のための政治 ⇒ 人民による人民のための政治

◆背景

西部: 基本的に平等な社会(貧富, 教育, 家柄の差のない社会)
—交替して政治にあたる

東部: 工業の発達→労働者階級の政治的権力の要求

◆司法

人民による政治の理念 ⇒ 専門家による裁判に否定的な認識が広まる

裁判官職に任期制を導入(1830s～1840s)

裁判官職の公選制拡大(1840s～1860s)

陪審の重視(刑事において, 裁判官の説示の拘束力否定, エクイティにも陪審
審理を認める)

裁判官の裁量の制限

5

(1) 法典編纂運動とその背景

【アメリカの裁判官の選任制度——州最高裁判事について】

(The Book of the States, 2019, Table 5.6)

- | | |
|------------------------------|---|
| ・ 非党派的選挙(候補者の所属政党を非表示) | 13州 |
| ・ 党派的選挙(候補者の所属政党を表示) | 9州 |
| ・ メリット方式(委員会が選考した候補者から知事が任命) | 21州
(うち議会の同意を求めるもの7州, 公選の委員会の承認を求めるもの1州) |
| ・ 知事による任命 | 4州
(知事単独:1州, 知事+議会の同意:3州, 知事+公選の委員会の承認:1州) |
| ・ 議会による任命 | 2州 |

※メリット方式——①弁護士会選任の弁護士, 知事選任の非法律家, および
裁判官からなる裁判官指名委員会(judicial nominating commission)による候補者
名簿の作成, ②名簿掲載者から知事による任命, による裁判官選任方式のことで,
③(この方式を採用する州の多くで)当初の任期満了時において, 再任のために
市民による信任投票を経ることが必要とされる。

6

(1) 法典編纂運動とその背景

【BenthamとBlackstone】

Jeremy Bentham (1748 - 1832)

It is the greatest happiness of the
greatest number that is the measure
of right and wrong.

(正悪の基準は最大多数の最大幸福
である) —普通選挙 (I=1832,
IV=1918 [men], V=1928 [+women])

功利主義による法典編纂
—議会によってmakeすべき法

【法典になじむ米国】

- ① 植民地時代の植民地議会による法律制定。邦憲法・合衆国憲法の制定。
- ② 法典化に対する法曹の抵抗が比較的小さかったアメリカ。

7

2

(2) ニューヨーク州における法典編纂

【Constitution of New York, 1846】

ARTICLE VI. § 24. [議会は当州の裁判所の手続・訴答に関する規則を改革
し, 簡素化する義務をもつ3名の委員を任命しなければならない。]

ARTICLE I. § 17. [議会は当州の法全体を体系的法典に収める義務をもつ
3名の委員を任命しなければならない。]

1847. 4: State Commission on Pleading and Practice 設置。同年9月, 辞
任した委員の後任委員に David Dudley Field が任命される。

1848. 2. 29. 同 Commission は民事訴訟法典を収める Code of Procedure 報
告書を議会に提出。

1848. 4. 12. 上記報告書に収められた民事訴訟法典を議会が法律として制定。

1849 末までに刑事訴訟法典も含めたCode of Procedure の最終報告書を議
会に提出。議会は民事訴訟法については同報告書を取り込むため法改正。
刑事訴訟法典については 1881 に法制化。

[1857: Commissioners of Code 設置。]

8

(2) ニューヨーク州における法典編纂

【Fieldらの委員会が起草した民事訴訟法典（Field法典）】

- ① コモン・ローとエクイティの裁判所の別を廃止
- ② コモン・ローとエクイティの手続の別を廃止
- ③ コモン・ローにおける訴訟方式を廃止し、civil actionに一本化。

訴状——請求の趣旨と請求原因の通常の言葉での簡潔な記載

【請求原因の通常の言葉での簡潔な記載】

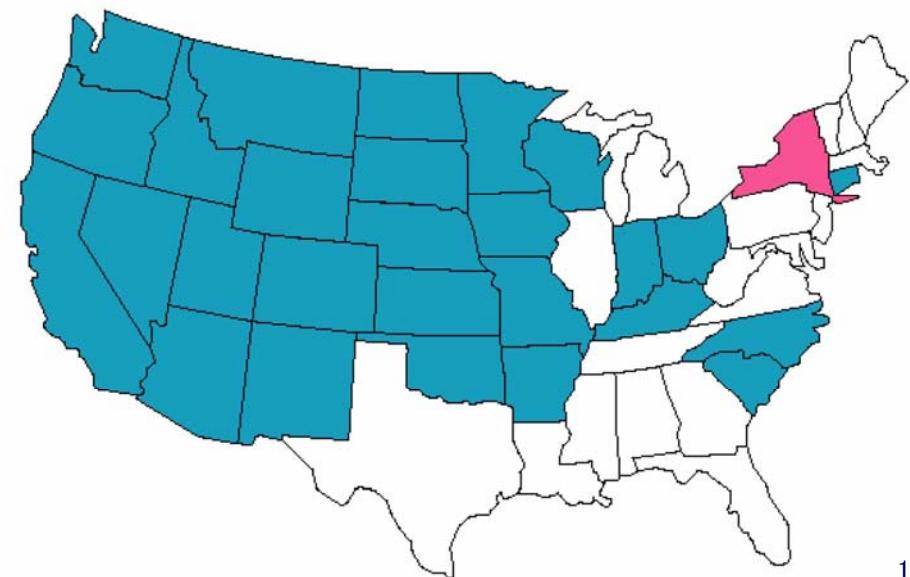
「訴訟原因」の定義——侵害された法的権利に基づいて定義すべき（人身損害と物的損害で二つの訴訟原因）か、救済を根拠づける事件・取引に基づいて定義すべき（一つの行為であれば訴訟原因は一つとなる）か。

「事実」の定義：法的評価・法的結論——事実——証拠

- (1) 過失によって / 酒気を帯びて / 呼気アルコール濃度がXXパーセントで
- (2) 過失によって / 前方不注意で / 30メートル前を横断しようとしている人に気付いてスピードを落すことなく

9

(2) フィールド法典採択州 (+Alaska)



10

(2) ニューヨーク州における法典編纂【訴答の変遷】

訴答の呼称	common law pleading	code pleading (1848~)	federal pleading (1938~)
別称	issue pleading	fact pleading	notice pleading
訴答の目的	単一の争点（issue）の形成	当事者が主張する事実の開示；訴訟・争点の範囲の確定	当事者の主張の概要の告知（訴答以外に、開示手続や事実審理前協議＋事実審理前命令がある）
当事者の役割	当事者は訴訟方式に従って適用される法原則を選択し、主張する法原則の選択を誤ることで敗訴する可能性がある。	当事者は事実を通常の簡潔な用語で主張すればよい。事件にあてはまる法原則の発見・適用は裁判所の役割。	訴答の役割自体が縮小された。判決で与えられる救済は、種類・金額の双方で原告が請求したものに限定されない。Rule 54(c).
選択的主張・矛盾する主張	許されない。	当初は認められなかつたが、後に許されるようになる。	当初から明文で認められていた。

11

3

III. 連邦制のもとでのアメリカ法

1. 立法権

12

(1) 連邦の立法権 (b) 連邦議会の立法権限

(ハ) 州際通商条項

州際・通商・規制権限 power To regulate Commerce among the several States

◆Gibbons v. Ogden, 22 U.S. (9 Wheat.) 1 (1824)

「通商」——Commerce という言葉の意味は intercourse ないし commercial intercourse であって航海も含まれる。連邦議会は、通商条項に基づいて、州と州とのあいだの通商の手段である交通機関・通信手段についても規制することができる。

「州際」——among という言葉は、複数の州が関係する通商という意味に理解するのが適切である。州内の通商については、他州に影響を及ぼすことのない、完全に当該州内の通商は含まれない。

13

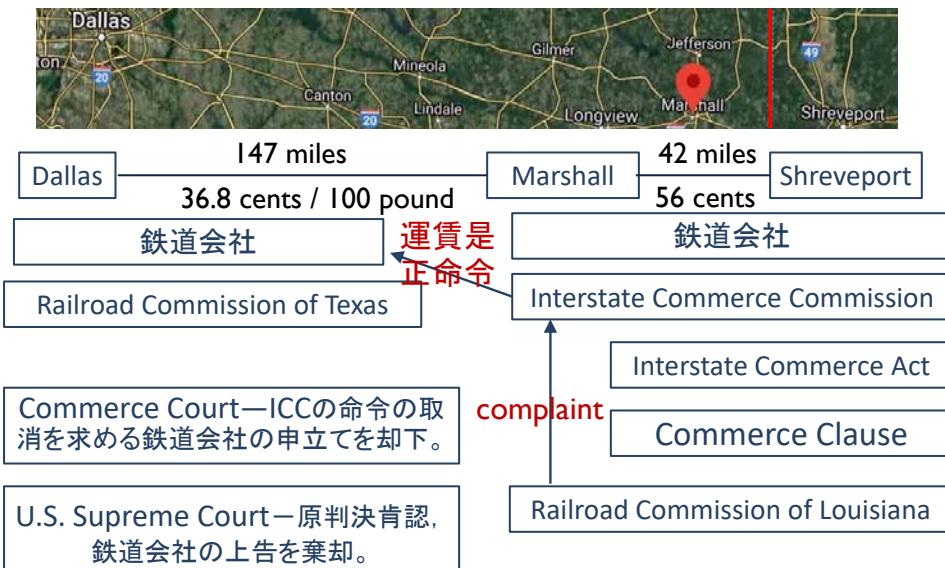
(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

◆Houston E. & W. Texas Railway Co. v. United States (The Shreveport Rate Case), 234 U.S. 342 (1914)

Interstate Commerce Commission が Interstate Commerce Act of 1887 に基づいて Shreveport - east Texas 間の運賃より低額に設定されていた east Texas - west Texas 間の運賃を州際通商を阻害するものと判断し、それを州際の場合の運賃の水準にまで引き上げるよう鉄道会社および運賃を規制するテキサス州鉄道委員会 (Texas Railroad Commission) に命令した。Interstate Commerce Commission の権限が争われたが、最高裁は、たとえ直接の規制対象が州内の鉄道運賃であっても、運輸業者の州内の取引と州際の取引が非常に密接に関連していて一方の監督が他方の規制に關係する場合(州際通商に対して実質的で密接な関連 (substantial and close relation) を有している場合)には、規制権限は最終的には連邦議会に与えられるとした。

14

The Shreveport Rate Case), 234 U.S. 342 (1914)



15

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[非経済的目的、禁止という規制]

◆Champion v. Ames, 188 U.S. 321 (1903)

宝くじの州間の輸送を禁じる連邦の法律 ([Federal Lottery Act of 1895](#)) に違反して宝くじをテキサス州からカリフォルニア州へ輸送し、起訴され保釈ボンドを提出せず、勾留された被告人 Champion がこの法律を違憲だとして、合衆国の未決勾留施設長を相手方として人身保護令状の発給を求めた。原審は申立を却下したため、最高裁に上告。最高裁の多数意見は、議会は通商権限に基づいて対象行為を禁止することも可能と判示し、同法を合憲とした。

◆Hoke v. United States, 227 U.S. 308 (1913)

売春ないし不道徳な目的のために婦人を州にまたがって輸送することを禁じる連邦の法律 ([White Slave Traffic Act of 1910 / Mann Act](#)) に違反して、女性をルイジアナ州からテキサス州に移動するようにしむけ、2年の自由刑の有罪判決を受けた Hoke らが同法の合憲性を争った。最高裁の法廷意見は同法について合憲とした。

16

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[commerce power の範囲外とされた立法]

◆United States v. E. C. Knight Co., 156 U.S. 1 (1895)

シャーマン反トラスト法と製糖会社の株式取得(合衆国内の製糖事業の98%に及ぶ)をめぐる事件。合衆国は会社を相手取って株式取得の差止めを請求した。製造(manufactures), 農業(agriculture), 鉱業(mining)における規制は州の権限であるとして、同法に基づく合衆国による株式取得差止めを認めなかった。

◆Hammer v. Dagenhart, 247 U.S. 251 (1918)

Child Labor Act of 1916は、14歳未満の者を使用したり、14歳以上16歳未満の者を週48時間を超えてまたは夜間労働させたりする工場で製造された商品を州際通商で輸送することを禁止した。16歳未満の子供を2人綿糸工場で働かせていたDagenhartが、同法を違憲だとして合衆国検事を相手どって同法の執行差止めを求めた。最高裁は、商品の製造や石炭の採掘は通商ではなく、これらのものが後に州際通商で輸送・使用されるものであったとしても、それによってこれらの生産が通商になるわけではないとして、法律を違憲とした。

17

◆Schechter Poultry Corp. v. United States, 295 U.S. 495 (1935)

(National Industrial Recovery Act of 1933に基づく)最低賃金・最高労働時間の規則違反により有罪とされた屠殺業者が、その法が州内にしか販路を持たない屠殺業者に適用されたことの合憲性を争った。最高裁は、そのような屠殺業者が雇用している者の賃金や労働時間は州際通商に対して間接的な影響(indirect effect)しか及ぼさないとして、そのような適用を違憲とした。

◆Carter v. Carter Coal Co., 298 U.S. 238 (1936)

The Bituminous Coal Conservation Act(瀝青炭資源保存法) of 1935に基づく炭鉱労働者の最低賃金・最高労働時間規制などの有効性が問題となった。最高裁は、生産は地方的事項であって、それが州際通商に向けられているとしても、その生産に関する労働条件が州際通商に及ぼす影響は間接的なものに過ぎないと述べて、この法律を違憲とした。

◆Railroad Retirement Board v. Alton R.R. Co., 295 U.S. 330 (1935)

Railroad Retirement Act of 1934は鉄道会社に勤める職員の定年と強制的年金制度を定めていたが、最高裁は、年金は輸送の効率などに関係しておらず、労働者の社会福祉の問題であり、通商の規制とはいえないとして違憲とした。

18

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[Court Packing Plan]

1937年2月、Franklin D. Roosevelt 大統領は、70歳以上の合衆国の裁判所の判事一人について一人の新たな裁判官を任命する(但し、最高裁については16人以上にはしない)法律を提案した(1937年当時、70歳を超える裁判官は最高裁に6人いた)。しかし、同37年4月にNLRB決定を肯認する判決が最高裁で下されたこともあって、このプランは実現されずに終わった。

◆NLRB v. Jones & Laughlin Steel Corp., 301 U.S. 1 (1937)

合衆国第4位の鉄鋼会社での事件。州内の活動が対象であっても、州際通商に対する a close and substantial relationを持ち、それに対する規制が州際通商に対する負担や妨害を排除するために必要・適切である場合には、連邦議会の規制権限は肯定される(労働争議による操業停止は州際通商に対する重大な影響(serious effect upon interstate commerce)を及ぼす)。

◆Wickard v. Filburn, 317 U.S. 111 (1942)——a substantial economic effect on interstate commerceを及ぼすような活動であれば、当該活動が生産であっても、また、その影響が間接的と称されるようなものであっても、州際通商規制権限が及ぶ(317 U.S. at 125)。

19

5

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[公民権法(Civil Rights Act of 1964)における差別禁止規定]

42 U.S.C. § 2000a

公共的施設が商品やサービスの提供において人種等に基づく差別を禁止

【公共的施設】

①ホテル・モ텔などの宿泊施設

②レストランなどの供食施設やガソリンスタンドで、州をまたぐ旅行者に商品等を提供するか、食品・商品の相当部分が州際通商を経由するもの

③映画館・劇場・競技場などで、フィルム、演技、選手、展示物その他娯楽源が州際通商を経由しているもの

42 U.S.C. § 2000d

連邦の財政的補助を受ける事業において人種等に基づく差別を禁止

◆Heart of Atlanta Motel, Inc. v. United States, 379 U.S. 241 (1964)——モーテルが公民権法を違憲とする宣言とその執行差止めを求めて提訴。原審原告敗訴。上告棄却。

◆Katzenbach v. McClung, 379 U.S. 294 (1964)——食材の46%が他州から調達されるレストランのオーナーMcClungが公民権法のレストランへの執行の差止めを求めて提訴。原審原告勝訴。破棄差戻。

20

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[州際通商規制権限立法の審査基準] 教科書45頁↑9行目～

- ◆規制対象が州際通商に影響を及ぼすとの議会の認定に合理的な根拠があること
- ◆規制目的と規制手段との間に合理的な関係があること

[州際通商規制権限の限界]

◆United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995)[5対4の判決]

◆United States v. Morrison, 529 U.S. 598 (2000)[5対4の判決]

Violence Against Women Act of 1994 の中に、性的偏見に動機づけられた暴力行為の被害者に損害賠償などの民事救済を求める連邦法上の権利を与える規定があった。州立学校でMorrisonら男子学生から強姦された女子学生(後に退学)が、その規定に基づいて救済を求める訴訟を提起したが、加害学生らは、当該規定は違憲であると主張した。同法合憲性の主張のため合衆国が訴訟参加。第一審請求棄却。第二審控訴棄却。最高裁の多数意見も上告棄却。レーンクイスト最高裁首席判断の法廷意見は、性的動機による暴力犯罪は経済活動ではなく、当該規定は、州際通商に実質的影響を及ぼす活動を規制するものとはいえず、違憲であるとした。

21